

～共生社会を支える特別支援教育の推進を目指して～

学校教育法の改正によって、平成19年度より、これまでの「特殊教育」から「特別支援教育」へと大きな転換が行われて13年目になりました。誰もが人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」の形成に向けて学校教育は、重要な役割を果たすことが求められています。緑ヶ丘小学校では、障害のある児童の自立と社会参加を目指した取組に加え、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」に学校全体で取り組んでいます。

この「インクルーシブ教育だより」が、特別支援教育の啓発に繋がるだけでなく、保護者の皆様、困り感のある児童にとっての支えになればと思います作成・発行していきたいと思ひます。

特別支援教育

必要不可欠

知的な遅れのない発達障がいも対象

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの
(文部科学省「特別支援教育の推進について」より)

インクルーシブ教育システム

理念が重要 構築のために

自由な社会に効果的に参加することの目的の下、障害のある者と障害のない者とが共に学ぶ仕組み
(障害者の権利に関する条約 第24条より一部抜粋)

共生社会

形成に向けて

全員参加型の社会

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会
(障害者基本法 第一章 総則(目的) 第一条より)



緑ヶ丘小学校での特別支援教育の取組



緑ヶ丘小学校では、特別の支援を必要とする子どもに対して、学級や学年等で支援体制を整え、適切に情報交換を行いながら、学校全体で支援をしています。子どもの特性や障がいの状態に応じて通常学級や特別支援学級での指導・支援を行っています。

通常学級

担任、教科担当教員、特別支援学級担任が密に連携を図り、全ての児童が安心して学ぶことができ、「わかった・できた」を実感することができるようUDの視点を取り入れ、緑ヶ丘ベーシックで授業に取り組んでいます。



効果的なICT機器の活用

授業のポイントや流れが分かりやすい、3分割された板書



交流及び共同学習

特別支援学級

自閉症・情緒障がい、知的障がいのある子どもに対して、個別の教材を用いたり、学習内容を調整したりしながら一人一人に応じた教育を行っています。



困難さの改善・克服に向けた自立活動の取組の充実

個に応じた教材・教具の活用

